

令和8年5月7日
北陸地方整備局
北陸信越運輸局

『第9回北陸圏広域地方計画協議会』を開催します

～北陸3県における新たな「北陸圏広域地方計画 計画原案」について審議します～

国土形成計画法に基づき、2050年、更にその先を見据えながら、今後おおむね10年間を目標として、令和5年7月に閣議決定された第三次国土形成計画（全国計画）を踏まえ、全国8つの圏域で国土づくりの将来像やそれを実現するための具体的な施策を示す新たな広域地方計画について検討を進めています。

北陸圏※では、昨年10月に中間とりまとめ（案）の公表以降、各プロジェクトにおける個別事業、市町村計画提案、有識者懇談会における意見の反映等を行った「計画原案」の検討を進めて参りました。

本会議では、「計画原案」について、協議会構成員の皆様に審議いただきます。

※北陸圏は、富山県、石川県及び福井県を計画区域としています。

● 開催概要

1. 日 時：令和8年5月11日（月）13：30～14：30
2. 場 所：ポルファートとやま 4階 琥水（こすい）の間
富山県富山市奥田新町8-1
3. 議 事：新たな「北陸圏広域地方計画 計画原案」について
4. 取材要領：別紙3のとおり
5. その他：
 - ・本会議はオンライン併用で行います。
 - ・同日14：45～15：45に、新たな「北陸ブロックにおける社会資本整備重点計画」（原案）について意見交換を行う「第6回北陸地方戦略会議」を開催いたします。
 - ・過去の取組状況等は、北陸圏広域地方計画のホームページをご覧ください。

<https://www.hrr.mlit.go.jp/tiiki/kokudo/keikaku3.html>

【同時記者発表】

富山県政記者クラブ
石川県政記者クラブ
福井県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
新潟県政記者クラブ
その他専門紙

【問い合わせ先】

北陸地方整備局（北陸圏広域地方計画推進室）

TEL：025-280-8880（代表）

FAX：025-280-8835

- ・議事全般に関すること

企画部 広域計画課長 さくらい 櫻井 なおき 直樹（内線3211）

- ・協議会の開催・進行に関すること

建政部 都市調整官 あさかわ 浅川 かずゆき 一之（内線6113）



北陸圏広域地方計画
HP

北陸圏広域地方計画協議会 構成員

警察庁中部管区警察局長
総務省北陸総合通信局長
財務省北陸財務局長
厚生労働省東海北陸厚生局長 (地方厚生局代表)
〃 近畿厚生局長
農林水産省北陸農政局長
〃 中部森林管理局長
〃 近畿中国森林管理局長 (森林管理局代表)
経済産業省中部経済産業局長 (経済産業局代表)
〃 近畿経済産業局長
国土交通省北陸地方整備局長 (地方整備局代表)
〃 中部地方整備局長
〃 近畿地方整備局長
〃 北陸信越運輸局長 (地方運輸局代表)
〃 中部運輸局長
〃 大阪航空局長
〃 第八管区海上保安本部長
〃 第九管区海上保安本部長 (管区海上保安本部代表)
環境省中部地方環境事務所長
新潟県知事
富山県知事
石川県知事
福井県知事
長野県知事
岐阜県知事
滋賀県知事
京都府知事
富山県市長会長
富山県町村会長
石川県市長会長
石川県町長会長
福井県市長会長
福井県町村会長
北陸経済連合会会長
富山県商工会議所連合会会長
石川県商工会議所連合会会頭
福井県商工会議所連合会会頭

国土形成計画の概要（制度概要）

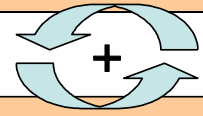
- 国土形成計画は、国土形成計画法に基づく、国土の利用、整備及び保全(「国土の形成」)を推進するための総合的かつ基本的な計画
- 国土形成計画法は、2005年に、従来の国土総合開発法を抜本的に改正し、本格的な人口減少社会を迎え、量的拡大から国土の質的向上を図るとともに、地方分権時代に即した国土計画を策定する仕組みに転換

国土形成計画

国と地方の協働によるビジョンづくり

全国計画

国による明確な国土及び国民生活の姿の提示
(国の責務の明確化)



広域地方計画

ブロック単位の地方ごとに、国と都府県等が適切な役割分担の下、相互に連携・協力して策定

国の地方支分部局、関係都府県、関係政令市、地元経済界等が対等な立場で協議する場
(広域地方計画協議会)を組織

計画への多様な主体の参画

- ・地方公共団体から国への計画提案制度
- ・国民の意見を反映させる仕組み

国土形成計画の基本理念

- 我が国及び世界の人口、産業その他の**社会経済構造の変化に的確に対応し**、
 - ・その特性に応じて**自立的に発展する地域社会**
 - ・国際競争力の強化及び科学技術の振興等による**活力ある経済社会**
 - ・**安全が確保された国民生活**
 - ・地球環境の保全にも寄与する**豊かな環境の基盤となる国土**を実現するよう、我が国の**自然的、経済的、社会的及び文化的諸条件を維持向上させる国土の形成**に関する施策を適切に定める
- 総合的な国土の形成に関する施策の実施に関し、**地方公共団体の主体的な取組を尊重しつつ、全国的な規模で又は全国的な視点に立って行わなければならない施策の実施等**、国の責務が全うされるように定める

成熟社会型の計画

景観、環境を含めた 国土の質的向上	有限な資源の利用・保全
ストックの活用	海洋利用・国際協調
利便性の向上に加え国民生活の安全・安心・安定の確保	
地域の自立的発展を可能とする国土の形成	

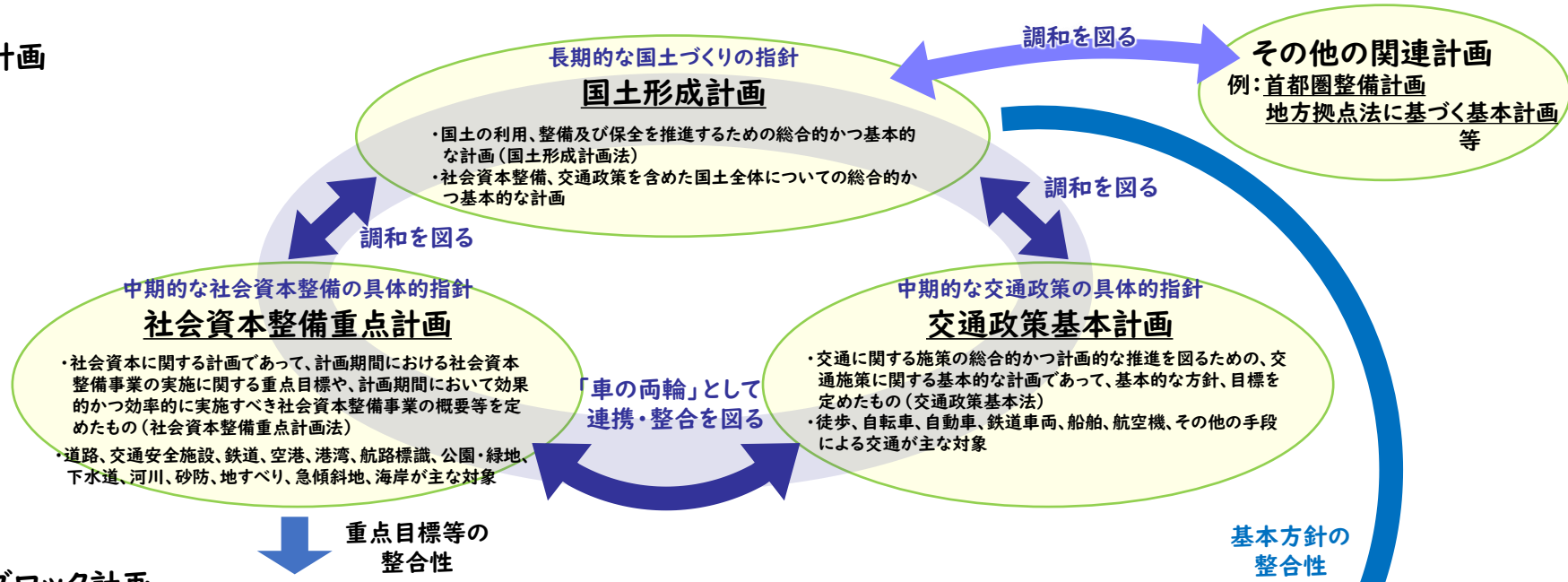
※国土形成計画(全国計画)は、国土利用計画(全国計画)と一体のものとして定めることとされている。

国土形成計画の概要（国土形成計画と社会資本整備重点計画）

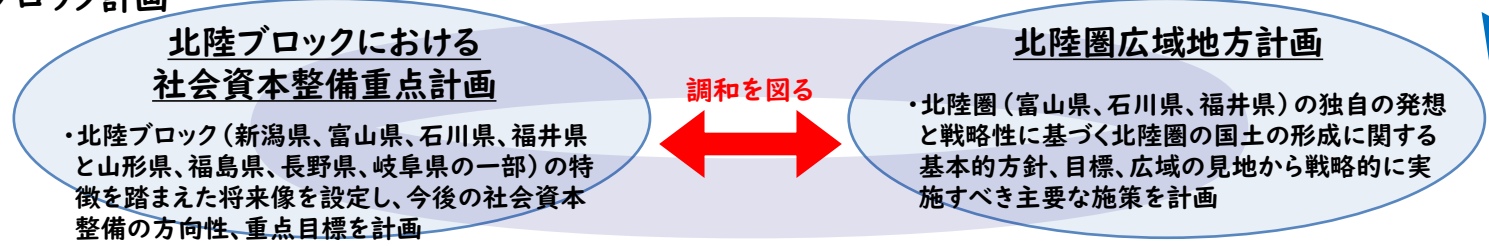
- 国土形成計画と社会資本整備重点計画は、相互に調和を図るものとされている。
- これらの全国計画に対し、各地方の特性、将来像等に応じた地方計画となる、北陸ブロックにおける社会資本整備重点計画と北陸圏広域地方計画においても、相互に調和を図るものとされている。

〔国土形成計画と社会資本整備重点計画〕

■全国計画



■北陸ブロック計画



取材要領

1. 事前申込について

(1) 取材を希望される方は、以下の必要事項をご記入のうえ、メールにて申込をお願いします。

- ・ 会社名及び部署名
- ・ 取材者の役職・氏名（取材者全員の役職・氏名を記載願います。）
- ・ 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・ 申込メールアドレス hokuriku-localplan★hrr.mlit.go.jp

※★は@（半角）に置き換えをお願いします。



こちらからもアクセスできます。
(メールアドレス)

(2) 申込は5月8日（金）15時00分までをお願いします。

※申込期日に間に合わない場合は、取材ができない場合があります。

2. 取材時の留意事項について

(1) 受付場所・時間

- ・ 受付場所：ボルファートとやま 4階 琥水（こすい）の間
- ・ 受付時間：13：10～13：30

(2) 留意事項

- ・ 会議は全体を通して公開しますが、カメラ撮影は、冒頭の挨拶までとなります。なお、会議資料については、公表前の検討作業中のため、会議中の閲覧のみとさせていただきますこと予めご了承願います。
- ・ ぶら下がり取材は予定しておりません。
- ・ 取材にあたっては、担当者の指示に従い、会議の妨げとならないようご協力をお願いします。